

**平成29年度北海道職員(学芸員又は研究職員(北海道博物館))
採用選考募集要項**

北海道では、次により学芸員又は研究職員を募集します。

1 職務内容、採用予定数及び採用予定箇所等

北海道博物館に配属され次の業務に従事します。

- (1) 北海道博物館における研究分野
博物館基盤研究(建築史)

(2) 職務内容

歴史的建造物の保存修復及び北海道の建築史に係る最先端の研究情報や資料・文献の調査等を行い、「北海道開拓の村」を含む道内の歴史的建造物の建築史的研究及び保存・修復に係る研究並びに「北海道開拓の村」の復元建造物に係る修復工事等の設計・施工監理を行います。

(3) 採用予定数

1名

(4) 採用予定箇所

北海道博物館(札幌市厚別区厚別町小野幌53番地2)

※ 北海道博物館の職員、研究、活動内容等については、北海道博物館ホームページ(<http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/>)をご覧ください。

2 受験資格

次に掲げる事項をすべて満たす方

- (1) 昭和52年4月2日以降に生まれた方

- (2) 学校教育法による大学(高等専門学校専攻科を含む)、大学院修士課程又は厚生労働省所管の職業能力開発大学校(応用課程(後期課程)またはこれに相当する課程)を卒業しているか、または平成30年3月末までに卒業(修了)見込みの方で、次のア、イのいずれかの条件を満たす方

ア 上記の大学、大学院または職業能力開発大学校において、建築学・建築史・歴史的建造物保存修復(これらに相当する課程・専攻・科目を含む)を専攻しているか、またはこれらの科目を履修している方。

イ 建築学、建築史または歴史的建造物の保存・修復に関する論文等の研究業績(学部卒業論文・修士論文を含む)を有するか、または歴史的建造物の保存・修復に係る実務経験を有する方。

ただし、次の方は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない方
(2) 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方
(3) 現在、道職員の方(教員、警察官、任期付職員、非常勤職員、臨時職員を除く。)

3 試験の日程等

(1) 第1次試験

① 試験日 平成29年9月24日(日)

② 試験地 札幌市、東京都

※ 札幌市、東京都どちらかの会場を選んでください。

※ 申込受付後における試験地の変更は、原則としてできません。

③ 内 容

試験区分	内 容
職務基礎力試験	公務員として必要な一般的知識及び知能についての択一式筆記試験
専門試験	博物館の学芸員又は研究職員として必要な専門的知識能力に関する記述式筆記試験 【出題分野】 ・建築学、建築史、建造物保存修復学等に関する専門的分野 ・博物館学に関する基礎的分野

※ 上記のほか、適性検査を実施します。
なお、適性検査を受けなかった場合、第2次試験は受験できません。

(2) 第2次試験

- ① 試験日 平成29年11月上旬（予定）
- ② 試験地 札幌市
- ③ 内 容

試験区分	内 容
口述試験	第1次試験合格者に対して、人物試験（口述試験）を行います。

※ 試験日、会場は第1次試験合格通知書でお知らせします。

4 合格発表

合否結果については受験者全員に郵送により通知するほか、(2)の掲示場所で確認することができます。

なお、電話及び電子メールによる照会には応じておりません。

(1) 合格発表日

- ア 第1次試験合格発表 平成29年10月25日（水）（予定）
- イ 最終合格発表 平成29年11月中旬（予定）

※ 通知書が合格発表日から2日経っても到着しない場合は、至急、北海道博物館総務部までお問い合わせください。

(2) 掲示場所

北海道博物館（札幌市厚別区厚別町小野幌53番地2）

なお、北海道博物館のホームページ上でも合格者の受験番号を発表します。

※ 北海道博物館のホームページのアドレス：<http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/>

5 合格者の採用

(1) 採用は、平成30年4月1日を予定しています（ただし、すでに学校等を卒業している方は、平成29年度中に採用される場合があります）。

(2) 履歴等に虚偽の記載がなされたことなどが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

(3) 本選考に合格しても、卒業（修了）見込みの方が卒業（修了）できなかった場合や採用時の健康診断等で就業が難しいと判断された場合には、採用されません。

6 受験手続き

(1) 次の書類（ただし、⑤、⑥については該当する方のみ）を、平成29年8月2日（水）【必着】までに北海道博物館総務部あてに郵送又は持参により提出してください。

封筒の表に「北海道職員採用選考申込書等在中」と朱書きの上、郵送の場合は必ず簡易書留で送付してください。

① 北海道職員採用選考申込書

必要事項を記載すること。

② 受験票

必要事項を記入すること。申込の際は写真を貼付しないこと。ただし、第1次試験受験の際は所定欄に写真を貼付すること。

③ 受験票返信用封筒

送付先を明記した、82円切手貼付の長形3号の封筒とすること。裏面は記入しないこと。

④ 最終学歴の卒業（修了）証明書（卒業（修了）見込みの方は卒業（修了）見込み証明書）

1 通

最終学歴以外の大学等で、建築学・建築史・建造物保存修復またはこれらに準じる学科等のいずれかを専攻（または履修）していた場合は、その大学等の卒業（修了）証明書も提出すること。

- ⑤ 大学等における成績証明書 1通（2の（2）においてアの条件により出願される方のみ）
最終学歴の大学等における成績証明書1通を提出すること。

※ 最終学歴以外の大学等で、建築学・建築史・建造物保存修復またはこれらに準じる学科のいずれかを履修していた場合は、その大学等の成績証明書1通を提出すること。

（建築学・建築史・建造物保存修復またはこれらに準じる学科のいずれかを履修していたことが分かる書類であれば、成績証明書以外でも可。）

- ⑥ 研究（実務経験）実績の一覧表及び最も主要な論文等の本文 各1通（2の（2）においてイの条件により出願される方のみ）

ア 研究実績又は実務経験の一覧表は、次のとおり作成したもの1通を提出すること。

- ・様式は任意とするが、A4判用紙にまとめること。
- ・研究実績（論文・発表等）又は実務経験を全て記載すること。
- ・研究実績については、発表者、発表年、タイトル、掲載誌（または発表場所）、掲載ページ、発行者、査読の有無を記載すること。未公刊、未発表の論文であっても、提出が確実な論文、掲載・出版が確定している論文・著書等は記載して差し支えない（卒業論文、修士論文、博士論文など）。
- ・実務経験については、対象となった建造物等の名称、実務に従事した年月及び従事した内容等を簡潔にまとめること。
- ・研究実績又は実務経験が共同の研究・事業等である場合は、共同の研究・事業等であることを明記した上で、自分が主に担った部分を明らかにすること。

※ アの条件により出願する方でも、該当する研究実績又は実務経験がある場合は、一覧表を提出してください。

イ 最も主要な論文等の本文は、次のとおり1部を提出すること。

- ・⑥アにより作成した研究実績又は実務経験の一覧表に記載したもののうち、最も主要なもの1つについて提出すること。
- ・主要なものが論文・報告書等である場合は、その本文の別刷又は写し1通を提出すること。
- ・主要なものが実務経験である場合は、その実務経験の概要を600～800文字程度にまとめたもの1通を提出すること。なお、その実務に係る事業について報告書等がまとめられている場合は、概要をまとめた文のほか、その報告書等の本文（実務経験に係る部分のみでも可）の別刷又は写し1通を添付すること。

- (2) 受験票は、平成29年9月4日（月）頃に発送する予定です。平成29年9月10日（日）までに受験票が届かないときは、北海道博物館総務部に問い合わせてください。

なお、第1次試験受験の際は、必ず受験票の所定欄に直近3か月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身の写真を貼ってください。

7 給与等

「北海道職員の給与に関する条例」等に基づき支給されます。例示すると次のとおりです。

- (1) 初任給（平成29年度新卒者の基本給）

大学4年卒	191,400円
大学院修士課程修了	219,500円

大学院博士課程修了 268,400円

◇初任給は、採用前の学歴や経歴等を考慮の上、決定されます。

◇初任給は変更される場合があります。

(2) 昇給

通常の場合、年1回昇給します。

(3) 諸手当

期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

(4) その他

当館学芸員又は研究職員は、文部科学省科学研究費補助金を申請することができます。

8 その他

(1) 受験申込後に、本選考を受験しないこととした場合は、必ずその旨ご連絡ください。

(2) 申込書に記載された個人情報、本選考以外の目的には使用いたしません。

(3) 採用の可否にかかわらず、応募書類は返却いたしません。

【この選考についてのお問い合わせ・応募先】

郵便番号 004-0006

札幌市厚別区厚別町小野幌53番地2

北海道博物館 総務部 (担当：川田、中野)

電話番号 011-898-0456 (直通)

※ 北海道博物館のホームページアドレス

<http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/>